

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	土地評価総筆数	筆	計画	-	305382	305581	304985	304389	303793
実績				305203	305382	305581	306232	306244	306539	
②	家屋評価総棟数	棟	計画	-	91786	91647	91556	91465	91374	
			実績	91576	91786	91647	82787	82647	82474	
③	償却資産納税義務者数	人	計画	-	5842	5999	6282	6535	6764	
			実績	5811	5842	5999	6131	6328	6340	

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	不服審査申出件数	固定資産評価について不服がある納税者が、評価審査委員会に審査申出ができる制度で、その申出をなくすことが、評価の適正化に繋がる	件	計画	-	0	0	0	0
実績					0	0	0	1	1	0
②	償却資産申告勧奨後の申告件数	未申告者や税務署調査等により、新たに判明した要申告者への申告勧奨後に申告された件数	件	計画	-	249	125	487	487	487
				実績	106	249	301	626	406	265
③				計画	-					
				実績						

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	・固定資産税は、市の財政を支える基幹税目として重要な役割を果たしており、課税を適正に行うことにより、税収の安定確保に繋がる。 ・固定資産評価の公平公正性及び課税の適正化が求められており、近年はより一層、そのニーズが高まっている。 ・固定資産税の課税は、地方税法第5条、第342条により市が直接行うこととされている。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	・成果目標の達成状況は、概ね順調である。 ・公平公正な課税と納税者への丁寧な対応により、不服審査申出もほとんど行われていない。 ・償却資産については、各種調査による申告勧奨により、課税の適正化が図られている。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	・納税者に対する課税や評価の説明、不服審査申出への対応、大規模災害発生時の家屋被害調査等に専門的知識・技能を持った職員が必要である。また、委託するとしても経費が高額となり、経費削減にはならない。 ・専門的知識や技能が必要であることから、職員の育成に時間がかかるため、非常勤職員等による対応は難しい。 ・事務事業の目的から考えて、受益者負担は適さない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 固定資産税は、本市市税全体の5割を超える重要な基幹財源である。その安定確保のため、確実な課税客体の把握と公平公正な固定資産評価を行うとともに、各種業務支援システムの活用による効率化を図ることにより、納税者から信頼を得られる適正な課税を行う。		

外部評価の実施	有：外部評価	実施年度	平成27年度
改善進捗状況等	H29進捗状況	1. 対応済（廃止含む）	
	H29取組内容	各種業務支援システムの充実、活用による効率化と適正課税の取り組みをすすめた。償却資産については、税務署等への調査に基づく申告勧奨により、未申告者の解消を図るとともに、校区を定めた実地調査の実施により、課税の適正化に向けた取り組みを行った。また、納税義務者だけでなく、税理士や青色申告会等の関係者に対しても、制度の周知を図り、自発的な申告への協力を求めた。	

決算審査に伴う常任委員会における意見等	<p style="text-align: center;">(委員からの意見等)</p> 特になし
----------------------------	--